

由布市障害者活躍推進計画

令和2年3月策定

I 策定について

策定趣旨

本市では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、働きやすい職場環境の整備や障がいのある人を対象とした職員採用試験の実施に取り組んでいるところですが、平成30年に、国の機関及び地方公共団体の機関において、障がい者雇用率制度の対象障がい者の不適切な計上があり、法定雇用率を達していない状況が判明しました。

令和元年6月に障害者雇用促進法が改正され、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）を作成することとなりました。

障がい者の活躍は、「障がい者の一人ひとりが特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりを進めるため、本市の「障害者活躍推進計画」を策定しました。

計画主体

由布市役所全体で障がい者の活躍推進に向けた取組を推進するため、各任命権者が連名で計画を策定します。

計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

周知・公表

障害者活躍推進計画は全ての職員に対して周知するとともに、由布市のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

また、計画に掲げる取組状況等についても、毎年度、周知・公表します。

Ⅱ 目標

採用に関する目標

障害者雇用促進法では、地方公共団体の責務として、「自ら率先して障がい者を雇用するよう努めなければならない」とされ、障がい者の雇用の場の確保に向けて、民間企業等よりも高い2.5%の法定雇用率が設定されています。なお、法定雇用率は令和3年4月までには、2.6%まで引き上げられることとなっています。

由布市における令和元年6月1日現在の障害者雇用率は2.46%であり、法定雇用率を下回っているため、令和3年6月1日までに法定雇用率を上回り、あわせて令和6年6月1日までに障害者雇用率2.8%以上を目標とします。

定着に関する目標

障がい者の職場定着を図っていくためには、障がいのある職員が安心して働ける職場づくりが重要です。障がいのある職員と相談し、障がいの特性等に応じた合理的配慮を行いながら、不本意な離職者を生じさせないように、「離職者なし」を目標とします。

Ⅲ 障がい者の活躍推進に向けた取組

体制整備

障がい者の活躍推進に向けた取組を継続的に進めていくためには、推進体制を整備し、計画策定から取組の推進・見直しについて、PDCAサイクルを確立する必要があります。

また、障がいのある職員が職場において相談しやすい、働きやすい体制を整えるとともに、庁内全体で障がい者の活躍推進に対する理解を深めていくことが重要です。

(1) 障害者雇用推進者の選任

各任命権者において、管理担当課長等を「障害者雇用推進者」として選任し、内部の責任体制を明確にするとともに全庁的に取組を推進します。

また、障害者雇用推進者を構成員とする会議を毎年9月までに開催し、計画の実施状況の点検・見直し等を行います。

(2) 庁内相談窓口等の設置

障がいのある職員や職場で支援にあたる管理担当課長や課員等が相談できる窓口を総務課職員係に設置します。また、総務課職員係の職員を「障害者職業生活相談員」として設置し、面談やアンケート等を通じて、障がい者の職場状況の把握に努めるとともに、障がいのある職員を適切に支援します。

職務の選定・創出

障がいのある職員の活躍を推進していくためには、職員一人ひとりの障がいの特性や能力、希望等を十分把握し、業務との適切なマッチングを図っていくことが重要です。そのため、毎年、年末に全職員を対象に自己申告書の提出を依頼しており、その申告書や面談を通じて障がいのある職員の職場における意向の確認に努めます。また、非常勤の職員については、面談を通じて意向の確認を行います。

職場環境の整備

障がいのある職員の活躍を推進するためには、安心して働ける環境を整備し、障がい者からの要望を踏まえながら、障がいの特性に応じた合理的配慮の提供を行います。

人事管理

職員採用に際しては、厚生労働省が示す「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」等を十分に踏まえて対応するとともに、特定の障がいを排除するなどの不適切な取扱いを行わないこととします。

また、採用後においては、障がいのある職員が能力・意欲を最大限に発揮できよう、各種研修を通じて事務能力や専門性の向上を図り、やりがいや意欲が持続できるように努めます。

その他

国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。